

宇部市短期集中予防サービス(通所型C)業務委託仕様書

1 目的

生活機能や運動機能が低下した高齢者に対して、サービスを通じて高齢者の可能性を引き出し、できる限り自分自身の力を活かして再び自分らしい生活を送ることができるよう、以下の点を踏まえて支援することを目的とする。

- (1) アセスメントを通じて高齢者が直面している生活上の課題を明確にし、具体的な改善策を自宅で取り組める形で提供することで、自分でできることを増やす。
- (2) 高齢者が自身の目標達成に向けて主体的に取り組むように促すことで、セルフマネジメント能力を高め、日々の生活に自信が持てるようにする。
- (3) 家庭や社会へ参加できる機会を提供し、生きがいや役割の増加を通じて再び希望を持って生活できる喜びを取り戻す。

2 業務名

宇部市短期集中予防サービス(通所型C)事業 hope

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 対象者

宇部市の介護保険被保険者のうち、次のいずれかの者とする。

- (1) 要支援1、2の認定者
- (2) 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる65歳以上の者

5 業務内容

受託事業者が行う本事業の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 実施期間・実施回数

サービス提供開始から3か月を目安とし、1週間に1回、全12回とする。なお、1回あたりの提供時間は2時間程度とする。

(2) 利用調整

地域包括支援センター職員(以下、「包括職員」という。)よりサービス提供の依頼があった場合、サービス利用予定者の心身の状況、サービス提供上の留意点等に関する聞き取りを行い、利用定員の状況を踏まえサービス提供開始予定時期を調整する。

(3) サービス担当者会議の出席

利用者本人、利用者家族、包括職員、短期集中予防サービス(通所型C)事業所(以下、「通所型C事業所」という。)の実施担当職員、その他関係するサービス事業所等で行うサービス担当者会議に出席し、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図ると共に、効果的なサービス提供とするための調整を行う。

(4) サービス提供

- (ア) 利用者が目指す自分らしい生活を取り戻すために必要なプログラム(別表1)を組み合わせ、一人ひとりに合った個別プログラムを作成する。
- (イ) 各プログラムはホープノートを使用して面談中心で行い、利用者としっかり話し合いながら1週間を振り返る。現状を整理して可能性を引き出すアプローチを実施する。
- (ウ) 利用者がサービス提供終了後も活動的な自分らしい生活を継続できるように、サービス終了後の活動を支援する。

(5) サービス提供における留意事項

- (ア) 初回に利用者及び包括職員と目標を共有し、当該目標の達成に向けてサービス提供を計画的に進めると共に、プログラム終了後も地域活動等への参加を促し、利用者が継続して社会参加や運動機能改善等に取り組めるよう配慮すること。
- (イ) 2回目以降の利用日に、利用者が記入したホープノートの記録や生活状況の確認を行い、1週間の過ごし方について努力の承認や助言を行うこと。また、次回利用日までの1週間の過ごし方を一緒に検討し、ホープノートへの記入を支援すること。
- (ウ) 利用者が設定した目標の達成状況やサービス終了後の目標設定について確認し、必要に応じて取組内容の見直しを行い、個別プログラムの修正を行うこと。
- (エ) 利用者がサービス提供終了後も自宅でセルフケアとして継続できるように、知識や技術の提供によって利用者自身の能力が高まるような支援を行うこと。
- (オ) 最終利用日には、利用前後の体力測定と比較、3か月間の取組状況、目標達成状況等について利用者及び包括職員と振り返りを行うこと。
- (カ) 他の介護保険サービス等を提供している時間帯に、同一スペースでサービスを提供しないこと。

(6) カンファレンスの開催

サービス提供期間中に、包括職員、生活支援コーディネーター、通所型C事業所担当職員、その他関係するサービス事業所等で、利用者のプログラム内容やサービス終了後の目指すべき方向性について、具体的に検討するカンファレンスを開催すること。

開催時期の目安として、サービス提供6回目又は7回目終了後に中間カンファレンスを、9回目又は10回目終了後に最終カンファレンスを行うものとする。

6 本業務の人員・設備・運営に関する基準等

- (1) 宇部市短期集中予防サービス(通所型C)実施要綱に定める基準を遵守すること。
- (2) 前項に記載されている基準に加え、通所型C事業所従業者は、市が開催する本事業に関する研修会の履修を終えること。

7 実績報告

受託事業者は、サービスの提供を行った月の翌月10日までに、実績報告書を市に提出し、審査を受けるものとする。

また、当該利用者を担当する地域包括支援センターに対し、サービスの実施状況について報

告すること。

8 委託料及び加算(以下、委託料等)

(1) 単価

別表2のとおり

(2) 委託料等の請求及び支払

受託事業者は、山口県国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)に委託料等の請求を行い、国保連合会から支払いを受けるものとする。

9 利用者負担

サービスにかかる利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

10 提供拒否の禁止

受託事業者は、正当な理由なく本サービスの提供を拒んではならない。

11 安全管理体制等の確保

(1) 送迎を含めた事故発生を未然に防止するため安全管理マニュアルを整備すること。

(2) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、通所型C事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

12 検査及び報告

受託事業者は、市長が必要と認めるときにおいて、市職員が事業所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することに応じ、報告しなければならない。

13 その他

この仕様について定めのない事項等が生じたときは、市と受託者は協議の上、決定するものとする。

別表1

項目	内容
セルフマネジメントプログラム	<p>セルフマネジメント能力を高めるために、ホープノートを使用して週に1回面談を実施し、自宅での取組内容の確認や振り返りを行う。短期集中予防サービスの利用終了後も、自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次に掲げる項目の実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>(1) セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること</p> <p>(2) アセスメントで把握した生活の不安の原因を解消すること</p> <p>(3) プログラム終了後、再び自分らしい生活を送るための活動を支援すること</p>
口腔機能向上プログラム	<p>市で示したチェックシート及び指導マニュアルを活用し、次に掲げる項目に取り組まなければならない。</p> <p>(1) 利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。</p> <p>(2) 日常的な口腔清掃の意義と必要性の理解を得て、動機付け及び習慣付けを行う。</p> <p>(3) 日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により、摂食・嚥下機能の向上を目指す。</p>
栄養改善プログラム	<p>次に掲げる項目に取り組まなければならない。</p> <p>(1) 利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。</p> <p>(2) 利用者や利用者家族に対し、栄養指導によって日常生活における「食べること」の自立を目指す。</p>
社会参加プログラム	<p>シニア活動マッチングサイト「いくよう」等を活用し、社会参加につながる地域の情報を収集し提案する。また、利用者が実際に社会参加するために必要な能力を高める。</p>
IADLプログラム	<p>日常生活関連動作が行えるよう、具体的な生活上の場面を想定し、模擬的な動作を行う。また現地で動作を行うことも可能とする。</p>
運動機能向上プログラム	<p>単にスポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたものとする。</p>
訪問プログラム	<p>自宅や実際の活動の場を訪問し、利用者の生活課題を実際の場面で評価及び指導を行う。動作指導、道具の工夫で解決できる点があれば提案を行う。</p>

別表2

短期集中予防サービスの単価(利用者1人あたり)

種別	単価
基本報酬(全12回)	1回につき8,000円
訪問プログラムの実施	8,000円(1回に限る。)
hope 加算	3,000円(1回に限る。) 全プログラム終了後、利用者が今後介護保険サービス(※)を必要とせず、自身のセルフマネジメントにより自分らしい生活を送ることができることを、事業者、利用者及び包括職員が合意した場合のみ請求可。
送迎加算	1回につき1,000円 基本圏域(※)を超えて送迎した場合に限る。

※介護保険サービス:介護予防サービス(住宅改修、福祉用具購入及び貸与を除く)、
地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス
(訪問型サービス、通所型サービス)

※基本圏域:以下の5つの圏域のうち、事業所がある圏域。

ただし、北部については事業所がある地区を基本圏域とする。

東部(東岐波、川上、西岐波、常盤)

西部(西宇部、厚南、黒石、原)

中部(上宇部、小羽山、新川、鶉の島、藤山)

北部(厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部)

南部(恩田、岬、見初、神原、琴芝)